

# 明治学院 プラチナカレッジ

2026年度  
第2シリーズ



## 日本ワインの現在地と未来 —栽培、醸造、法と政策をめぐって—

2015年10月に国税庁がワインの表示基準を定め、「日本ワイン」が法的根拠をもつ概念となってから10年が経ちました。この間、日本ワインの認知度は徐々に高まり、ワイナリーが飛躍的に増加しました。品質向上も目覚ましいものがあります。他方で、産地間・生産者間の競争が激化しており、コロナ禍の後も、物価高騰、少子高齢化、若者の酒離れなど業界をとりまく状況は予断を許しません。第1回では、大手ワインメーカーで長年にわたって活躍されてきたマンズワイン常任顧問の松本信彦氏が、第2回では、震災復興事業として福島県川内村とワイナリーを立ち上げた北村秀哉氏が、それぞれの立場からワイン造りへの思いと「日本ワイン」の課題や可能性について語ります。また、第3回では、法的観点からワインの表示基準や地理的表示制度の意義、さらには、ワイン法のグローバルスタンダードについて語ります。

6/5  
[fri]



### 「日本ワイン」の到達点

松本 信彦

(マンズワイン株式会社 常任顧問)

1969年マンズワイン株式会社入社。1976年からボルドー大学ワイン栽培醸造学研究所で学び、利酒適性資格とワイン醸造士、2つの資格を取得。2年半の留学後、ヨーロッパ系ぶどう品種の本格的な取組の中心を担い、現在の「ソラリス」シリーズに繋がる礎を作った。現在もワイン造りに携わりながら、GI山梨の立ち上げに大きく貢献する等、日本ワイン界の発展に尽力している。

6/12  
[fri]



### ワイン造りを通じた震災復興と地域振興

北村 秀哉

(かわうちワイン株式会社 業務執行取締役)

東京工業大学で材料科学・原子力工学を学び1986年に東京電力に入社。原子力の技術者として福島・新潟の原子力発電所、東京本社に勤務。1997年フランス・パリに赴任。福島第一原子力事故発生後、2014年に福島（浜通り）復興事業のため異動。地域と共通の目標を持ち、私人として取り組めるブドウ栽培・ワイン造りに挑戦し、2021年に福島県川内村とともに「かわうちワイナリー」をオープン。

6/19  
[fri]



### 法的観点からみた「日本ワイン」と地理的表示制度の意義

蛸原 健介 (本学 法学部 グローバル法学科) 教授・博士 [法学]

日本ソムリエ協会「ソムリエ・ドヌール」(名誉ソムリエ)。本学では、公法学・ワイン法に関する講義やゼミを担当。著書『はじめてのワイン法』(虹有社)で「OIV(国際ブドウ・ワイン機構)賞」を受賞。「ワイン法」(講談社メチエ)、『日本のワイン法』(虹有社)など多くの著書・論文があるほか、雑誌「ワイナート」で「飲み手と造り手のワイン法」を連載中。

**時 間** 全日 18:30~20:00

**受講料** 4,500円 (全3回)

**会 場** 明治学院大学 白金キャンパス

※受講者には別途、教室をお知らせします。

お問合せ

明治学院大学 社会連携部 社会連携課 〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37

TEL : 03-5421-5247 (平日 9:30 ~ 16:00) E-mail : mpc@mguad.meijigakuin.ac.jp

お申込み・詳細情報は  
こちらから

